

# ながぬま温泉指定管理者募集要項

## 1 指定管理者の募集

長沼町では、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第244条の2及び長沼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第13号。）第2条の規定に基づき、ながぬま温泉の管理・運営に関する施設の指定管理者の募集を行います。

## 2 施設の概要

- (1) 名 称：ながぬま温泉
- (2) 所 在 地：夕張郡長沼町東6線北4番地、夕張郡長沼町東5線北3番地（泉源）
- (3) 施設の規模等：ながぬま温泉指定管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 指定管理区域：別紙図面1・2のとおり

## 3 指定管理者が行う業務内容

指定管理者は、次の業務を行うこととなります。

- (1) ながぬま温泉条例（平成元年条例第38号。）第13条に規定される業務
- (2) その他（仕様書のとおり）

## 4 業務に係る経費に関する事項

### (1) 利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。

指定期間における当該施設の利用料金については、指定管理者の収入とします。

なお、この利用料金の額については、ながぬま温泉条例で定める額の範囲内において、町長の承認を得て指定管理者が定めることができます。

詳細については、仕様書のとおりとします。

### (2) 管理運営の経費

ながぬま温泉の管理運営については、指定管理者による独立採算制とし、町からの経費補填は一切ありません。

指定管理者は、利用料金収入等を主たる財源として管理運営を行うこととなります。

管理運営に係る収支については、指定管理者がその責任を負うこととなりますので、施設の効果的・効率的利用を促進し、収入の確保を図ってください。

## 5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

## 6 指定管理者が行う管理の基準

適正な管理の観点から、必要不可欠である業務運営の基本的事項は次のとおりとします。

(1) 施設管理の基準

休館日、利用時間等は指定管理者が決定することとなりますが、現在のながぬま温泉の利用時間等を下回らない範囲で決定していただきます。

現在の状況は次のとおりです。

ア 休館日

なし（施設整備のため11月に3日間休館）

イ 利用時間

(ア) 日帰り 午前9時から午後10時

(イ) 宿泊 午後3時から翌日午前10時

(ウ) 物産館 午前11時から午後8時30分

(2) サービスの向上及び維持管理

施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を常に図り、利用者の増加に努めてください。

施設設備及び物品の維持管理を適切に行ってください。

(3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、指定管理業務の一部を委託する場合で、あらかじめ町長の承諾を受けたときはこの限りではありません。

(4) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の適正管理に関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第66条第2項二の規定により、施設の管理にあたり個人情報を取り扱う場合には、その扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(5) 情報公開

指定管理者は、長沼町情報公開条例（平成15年条例第11号、）第24条の2の規定により、保有する文書であって自己が管理する施設に関するものの公開に努めなければなりません。

(6) 関係法令の遵守

指定管理者は、管理運営を行うにあたっては、関係法令及び条例等を遵守し、業務を遂行しなければなりません。

## 7 施設の再編整備について

長沼町では、老朽化や需要の変化に伴い「ながぬまコミュニティ公園」の再編整備を進めており、令和7年8月には「ながぬまコミュニティ公園の再編整備方針」を策定し、一部施設のリニューアルを検討しています。ただし、本方針で示された整備内容等はあ

くまで予定であり、実施を確約するものではありません。

工事期間中の施設運営の取扱い等については、時期や規模、内容の詳細が決まり次第、長沼町と指定管理者で協議するものとします。

※「ながぬまコミュニティ公園の再編整備方針」については、下記をご参照ください。

(<https://www.maoi-net.jp/gyosei/machizukuri/naganumacommunity/houshin.html>)

## 8 指定管理者と町の責任分担等

指定管理者と町の責任分担（リスク分担）については、リスク管理及び責任分担（別紙1）のとおりとします。

## 9 申請者の資格等

### (1) 申請資格

団体であること。ただし、法人格の有無は問いません。

### (2) 申請の制限

団体又はその代表者が次の各号に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者

オ 国税及び地方税を滞納している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

キ 長沼町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団関係事業者

### (3) 必要な条件

ア 旅館業法及び公衆浴場法等の許可を得て営業できること。

イ 札幌圏に事業所機能があること。

ウ 指定管理者業務説明会及び現地見学会に出席した団体であること。

### (4) 共同事業体による申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等で構成された共同事業体により申請することができます。申請にあたり、次の各号に留意してください。

ア 共同事業体の名称を定めるとともに、構成する団体等の中から、代表する団体等を定めること。

- イ 構成するすべての団体等が、本募集要項「9 申請者の資格等」の要件を満たすこと。
- ウ 同時に複数の共同事業体の構成する団体等になることはできない。

## 10 申請方法

### (1) 申請書類

申請にあたっては、長沼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年規則第9号。）第4条に掲げる書類を提出しなければなりません。

#### ア 別記様式第1号の申請書

##### イ 申請資格を有していることを証する書類

- (ア) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (イ) 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- (ウ) 定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
- (エ) 別記様式第2号による申請資格に係る申立書
- (オ) 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）  
又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（別記様式第2号）
- (カ) 暴力団員又は暴力団関係事業者等ではない旨の誓約書

##### ウ 施設管理に係る事業の計画書

事業計画書には、次の事項を掲載すること。

- (ア) 施設の管理運営に係る基本方針
- (イ) 指定期間内の年度ごとの事業計画
- (ウ) 事業の具体的実施要領（管理と運営）
- (エ) 人員体制等、その他

##### エ 施設管理に係る収支の計画書

指定期間内の年度ごとの収支予算書を記載すること。

※申請時の事業計画における利用料金の額については、ながぬま温泉条例で定める額の範囲内で、申請者が妥当と考える額で計画してください。

※収支計画は、再編整備エリア（屋外バーベキューエリア分）を含まず作成してください。

##### オ 当該団体の経営状況を証明する書類

- (ア) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- (イ) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体のみ）
- (ウ) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- (エ) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- (オ) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに

相当する書類

(カ) その他町長等が必要と認める書類

カ その他書類（共同事業体で申請する場合のみ）

(ア) 共同事業体協定書兼委任状

(イ) 共同事業体応募理由及び業務分担表

(2) 提出部数

正本1部、副本11部を提出してください。

(3) 留意事項

ア 申請1団体又は1共同事業体につき1申請とします。

イ 申請に関し必要な費用は、申請者の負担となります。

ウ 提出された申請書類の内容を変更することはできません。

エ 担当課が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

オ 提出された書類は、返却しません。なお、提出書類の公表も原則行いません。

カ 申請書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

キ 申請書類提出後の申請を取り下げる場合は、指定管理者申請辞退届を提出してください。

ク 提出書類の規格は、出来合いのパフレット等を除き全てA4版とします。

## 1.1 申請の手続

(1) 提出方法

ア 申請書類は、持参又は郵送により提出してください。

※ただし、郵送の場合も受付期限の午後5時15分までに必着とします。

イ 提出の際は、必ず提出書類一覧表を添付してください。

(2) 提出場所

〒069-1392 北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号

長沼町役場 産業振興課 商工観光係

(3) 申請受付期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月22日（木）までの間（土曜日、日曜日及び祝日は除く）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(4) 公募スケジュール

ア 募集公告

令和7年12月15日（月）

イ 募集要項の配布

令和7年12月15日（月）～令和8年1月22日（木）

ウ 募集に関する質問書の受付

令和7年12月15日（月）～令和8年1月15日（木）

エ 質問書への回答（随時）

オ 指定管理者業務説明会及び現地見学会

令和7年12月25日（木）15時00分（予定）

於：ながぬま温泉

※当日は、時間厳守でお集まりください。いかなる理由でも途中参加は認めません。

※業務説明会及び現地見学会への出席は、指定申請の必須条件とします。

カ 申請書類の受付

令和7年12月15日（月）～令和8年1月22日（木）

#### （5）留意事項

ア 募集要項等の配布

募集要項等申請関係書類は、産業振興課の窓口で配布します。また、長沼町ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス <https://www.maoi-net.jp>

イ 指定管理者業務説明会及び現地見学会に参加する場合は、令和7年12月22日（月）までに参加申込書を提出してください。

提出方法は、持参又は郵送のほか、電子メールでも可とします。宛先は問合せ先と同じです。

なお、参加申込書を提出された団体等には、電話にて出席確認の連絡をいたします。

ウ 募集要項等の内容に関する質問は、質問書により行ってください。

提出方法は、持参又は郵送、電子メールのみとし、電話（口頭）による質問は受け付けません。ただし、日程などの軽易な質問はこの限りではありません。

なお、質問に対する回答は、長沼町ホームページに掲載します。

## 1.2 指定管理者の候補者の選定

### （1）選定方法

指定管理者候補者の選定は、提出書類を基に、「長沼町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行い、町長が決定します。

また、申請者が1団体又は1共同事業体であっても選定委員会で審査し、指定管理者としての適否を判断します。

### （2）選定基準

次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める申請者を指定管理者の候補者として選定します。

ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

オ その他町長等が別に定める事項

(3) 評価の観点

選定における評価の観点は次のとおりです。

ア 利用者の平等な利用確保及びサービスの向上が図られる事業計画か

イ 施設の設置目的に合致し、施設の効用を最大限に発揮できる事業計画か

ウ 施設の適切な維持管理が行われ、経費の縮減が図られる事業計画か

エ 施設の管理を安心して行う人員、資産、その他経営の規模並びに能力を有しているか、又は確保できる見込みがあるか

オ 収支計画が施設を維持管理する上で適切な内容か

カ 地域や施設の特性を生かした自主事業等の実施に関する提案がなされているか

キ 選定基準以外の項目で、有益な提案事項等があるか

ク 選定基準以外の項目で、特筆すべき事業実績等があるか

(4) 選定結果の通知及びスケジュール

選定結果については、申請者全員に文書で通知します。

ア 指定管理者候補者の決定（選定委員会審査結果を受け決定）

令和8年1月下旬を予定

イ 選定結果を申請者に通知

令和8年1月下旬を予定

### 1.3 指定管理者の候補者選定後における手続等

(1) 候補者との協議

ア 指定管理者候補者と当該施設の管理運営業務の細目について協議を行い、町からの修正の求めがあった場合、指定管理者候補者は修正に応じなければなりません。

イ 修正協議が整わない場合には、選定委員会の審査において次点となった申請者を指定管理者候補者として協議を行います。

(2) 指定管理者の決定

ア 協議が整った指定管理者候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案（指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、指定管理者に指定する団体等の名称及び住所、指定の期間）を長沼町議会に提出し、議決後に指定管理者として指定します。

イ 指定にあたっては、指定管理者候補者に文書で通知するとともに公表します。

ウ 長沼町議会への提案は、令和8年2月を予定しています。

(3) 指定管理者との協定書の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、町長と施設の管理に関する協定を令和8年3月末までに締結しなければなりません。

(4) スケジュール

- ア 候補者を指定管理者に指定する議案提出（議会議決により決定）  
令和8年2月を予定
- イ 指定管理者の指定の公表  
議会議決の日の翌日以降
- ウ 協定書の締結  
議会議決の日の翌日から令和8年3月末まで

1.4 協定で定める事項

協定で定める事項については、次の事項を予定しています。

- (1) 指定期間に関する事項  
令和8年4月1日～令和13年3月31日
- (2) 業務計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
  - ア 管理業務の実施状況
  - イ 利用状況及び利用拒否等の件数、理由
  - ウ 利用料金の収入実績
  - エ 管理経費の収支状況
- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長が必要と認める事項

1.5 その他留意事項

(1) 指定の取消し及び協定の解除

指定管理者が次の事項に該当するときは、指定の取消し、業務の停止、協定の解除等を行うことがあります。

- ア 指定管理者が協定に違反したと認めるとき。
- イ 業務開始前に、財務状況の悪化等により事業の履行が困難であると認められるとき。
- ウ 社会的信用失墜などにより指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- エ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき。

(2) 選定委員との接触の禁止

申請者は、選定委員に対し、本件申請についての接触をしてはなりません。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

(3) 建物・敷地

建物・敷地については、無料使用賃貸を原則とします。

(4) 従業員の雇用等

雇用及び物資調達については、可能な限り地元から採用、調達してください。また、業務を開始する以前に勤務していた職員等は、極力雇用されるよう配慮してください。

1.6 添付資料・様式

(1) ながぬま温泉指定管理運営業務仕様書

(2) 申請様式等

ア 指定管理者指定申請書（別記様式第1号）

イ 申請資格に係る申立書（別記様式第2号）

ウ 共同事業体構成団体一覧表

エ 共同事業体協定書兼委任状

オ 指定管理者業務説明会・現地見学会参加申込書

カ 誓約書

キ 質問書

ク 指定管理者指定申請辞退届

(3) リスク管理及び責任分担（別紙1）

(4) 指定管理区域図（別紙図面1・2）

1.7 問合せ先

〒069-1392

北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号

長沼町役場 産業振興課 商工観光係

E-mail sangyoushinkouka@ad.maoi-net.jp

電話：0123-76-8019 FAX：0123-88-0888